

保育所等訪問支援事業

～子どものできる力を引き出す関りや環境の工夫など、集団での参加に繋がるように保護者や先生と一緒に考えます～

訪問支援員が園や学校に訪問しお子さまの困りごとと一緒に考えます

どんなときに利用するのでしょうか？

～たとえば、集団生活の場でのこんな困り感～

- ・友達とうまく遊べず、トラブルになる
- ・気が散りやすく、じっとしていられない
- ・こだわりや同じ遊び、一人で遊んでいる
- ・先生の話を聞いても理解ができない
- ・癇癩を起こす、自分を傷つける



＜直接支援＞

- ・対象児の行動を観察し、子どもの特性等に合わせて、環境や活動を調整します
- ・担任の先生と一緒に、他者との関わり方や、日常生活動作等にアプローチします

＜間接支援＞

- ・担任の先生や訪問先に対して、発達課題や支援方法を提案し、一緒に検討します



だれが 保育所等訪問支援事業では本園の児童指導員や保育士等（障がい児施設で指導経験がある）が、定期的に保育所等に訪問を行い対象児や保育所などのスタッフに対して、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。



どこに 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として地方自治体が認めたところが対象です。



フォローアップ 訪問後は保護者の方と面談を行います。園での様子や担当の先生方と話し合ったこと、今後の目標や支援、また、不安や心配なことを伺い一緒に考えます。

●●サービス利用の流れ●●

- 1 保護者からのお問い合わせ・ご相談
- 2 相談支援事業所と契約
- 3 受給者証発行後、当法人と契約
- 4 訪問先機関への連携依頼
- 5 利用開始

※利用料は、3～5歳児は無償化の対象となり利用料は無料です

就学以降は1割負担となります

詳細につきましては、下記またはお住いの市町にお問い合わせください



お問い合わせ先

児童発達支援センター 鼓ヶ浦つばさ園

TEL: (0834) -29-1435

FAX: (0834) -29-1670